平成２１年（フ）第６５号
石川県七尾市湊町１丁目94番地
債務者　末元　英美
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月９日午後１時30分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２１年（フ）第５１８号
愛知県豊田市高岡本町南２番地２　メルベーユ豊田南205号
債務者　湯浅　修治
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月26日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第１１３号
島根県出雲市大津町3629番地67
債務者　池田眞由美
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月９日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第１５９５２号
千葉県松戸市新松戸北２丁目22―17　ジュネパレス新松戸第52―205
債務者　齊木美代子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６０２３号
東京都江戸川区松島３丁目35―４
債務者　鈴木　瑞穂
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６０２４号
東京都江東区南砂５丁目24―２―203
債務者　青木千代子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６０９４号
東京都世田谷区代沢１丁目24―３―504
債務者　長野　清一
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６１１６号
東京都府中市住吉町２丁目22―７―102
債務者　古瀬　広幸
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６１１７号
東京都足立区西新井５丁目42―23　第二まことマンション202
債務者　小原　二郎
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６１１８号
東京都足立区大谷田１丁目44―８―210
債務者　長瀬留美子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６１２５号
東京都清瀬市竹丘３丁目７―20―209
債務者　鵜野　　晃
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６１３８号
東京都杉並区成田東５丁目２―９
債務者　高橋ひとみ
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６１４１号
東京都江戸川区新堀１丁目25―６―303
債務者　竹内　敏子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６１４３号
東京都豊島区駒込３丁目１―８
債務者　宍倉　久幸
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６１７１号
千葉県千葉市中央区春日２丁目11―２―306
債務者　櫻井　貴子（旧姓吉橋）
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６１７２号
東京都世田谷区太子堂４丁目17―10―200
債務者　北本　　弘
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部